

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 8月 6日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所長 八吹 圭三

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 熱帯海域におけるカツオ小型魚の標識放流業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 入札説明書による。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とする。ただし、入札書に記載された金額を超過する金額の入札は、無効とする。また、入札書に記載された金額の108分の100に相当する金額の入札は、無効とする。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸」、「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所業務推進部業務管理課用度係
電話 054-336-6027
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「熱帯海域におけるカツオ小型魚の標識放流業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「熱帯海域におけるカツオ小型魚の標識放流業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質問がある場合には、平成30年8月29日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質問を行うこと。当日までに質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表すること。ただし、質問内容に個人に関する情報であって特定の個

人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該疑いを公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成30年9月12日 14時00分
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成30年9月11日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 競争参加者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本仕様書に示した船舶を所有していることを証明する書類を平成30年9月5日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し及び指名停止等に関する申立書を提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をなさるので、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件名 熱帯海域におけるカツオ小型魚の標識放流業務

2. 業務目的

本業務は、春夏季に日本近海へ来遊すると考えられる、冬季の熱帯海域に分布するカツオ小型魚を対象として、標識放流を行うことを目的とする。カツオ小型魚は、通常は竿釣りの漁獲対象にならないため、本調査業務においては、上記目的のためにカツオ小型魚を探索及び釣獲し、活力のある個体 4000 尾について、通常標識装着による標識放流を行うことを目標とする。

3. 業務期間 平成 30 年 12 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日のうちのべ 20 日間

4. 業務海域 北緯 5～15 度、東経 140～180 度の海域

5. 使用船舶

- (1) 当所職員 3 名（以下「調査員」とする）が乗船可能であること。
- (2) 日本人により指揮される竿釣り漁船であること。
- (3) 調査員がデータの整理などのパソコンでの作業ができる机・照明を備えてあること。
- (4) 低温活餌槽を備えてあること。

6. 業務内容

(1) 標識放流用のカツオの釣獲（業務海域）

業務海域において、尾叉長 40cm 以下（約 1.5kg 以下）の個体を対象とするカツオ探索を行い、カツオ魚群を発見し、漁獲（散水、餌撒き、一本釣りによる釣獲）を行う。これらの一連の作業は、乗組員により実施する。

(2) 標識放流（業務海域）

釣獲されたカツオ魚体の体長を測定し、活力のある個体について、通常標識装着による標識放流を行う。

釣り手からの魚の受け取りは乗組員が行い、体長測定、標識の装着、記録は乗船調査員が乗組員の協力のもとに行う。

標識放流に関わる作業は、3 人を 1 組とし、3 組で実施する。

上記魚体測定及び標識放流結果に関する記録は、国際水産資源研究所が提供する様式により、調査員が乗組員と共同で作成し、業務終了後は調査員が保管する。

(3) その他（業務海域）

ブリッジの航海機器及び航海日誌等から入手可能な、各操業に関する時刻、位置、水温、海況等の環境情報並びに魚群性状や釣り手の体制など操業に関する情報を、調査員に提供する。

7. その他

本業務のため、調査員を業務海域における業務開始前に業務使用船舶に乗船させ、業務完了後に下船させること。乗船及び下船場所・日時については請負者と協議の上、決定する。

調査員は、魚群探索に要した時間や労力、魚群の大きさ、標識放流の成功した累積尾数等について把握し、本業務が確実に履行されるよう確認する。調査員と乗組員の責任者は、これらの把握のために1日1度の打合せを行う。

業務日数の積算は、調査員が業務海域内で操業したと判断した日を積算したものとする。判断の基準については事前に調査責任者と請負者とで齟齬のないように協議する。

安全な航行と操業を確保できない気象・海況条件により業務海域内での調査が不可能となり、本業務の履行が不可能と予測される場合には、それを証明するための気象・海況条件の記録（風力、波高、気象図等）、業務海域内外での他船の動向（操業位置・漁獲量）について記録し、提出する。

本業務において必要な、標識、その装着器具、架台、魚体測定道具及び野帳は国際水産資源研究所から船へ持ち込み使用する。カツオの釣獲に必要な竿、餌、探索機器等は、船が通常操業で使用するものを提供あるいは使用し、釣獲は乗組員が行う。

その他詳細については担当職員の指示に従うこと。

業務海域の参考図

